

改定内容（改定箇所は赤字部分）

改定前	改定後
<p>投資信託受益権振替決済口座管理規定</p> <p>第3条2項</p> <p>当社は、申込者から申込書による振替決済口座開設の<u>お申込み</u>を受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を<u>開設し、申込者にその旨を連絡いたします。</u></p>	<p>当社は、申込者から申込書による振替決済口座開設の<u>申込み</u>を受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を<u>開設いたします。</u></p>
<p>保護預り規定兼振替決済口座管理規定</p> <p>第5条2項</p> <p>当社は、お客さまから申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく<u>口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。</u></p> <p>第6条</p> <p>この口座は、第21条第<u>5項</u>（1）のAからE及び（2）のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条第<u>5項</u>（1）のAからE及び（2）のAからEの一にでも該当する場合には、当社はこの口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>当社は、お客さまから申込書による口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは、<u>遅滞なく口座を開設いたします。</u></p> <p>この口座は、第21条第<u>6項</u>（1）のAからE及び（2）のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第21条第<u>6項</u>（1）のAからE及び（2）のAからEの一にでも該当する場合には、当社はこの口座の開設をお断りするものとします。</p>
<p>一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第3条2項</p> <p>当社は、お客さまから申込書による振替決済口座開設の<u>お申込み</u>を受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を<u>開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。</u></p> <p>第4条</p> <p>この口座は、第18条第<u>2項</u>（1）のAからE及び（2）のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第<u>2項</u>（1）のAからE及び（2）のAからEの一にでも該当する場合には、当社はこの口座の開設をお断りするものとします。</p>	<p>当社は、お客さまから申込書による振替決済口座開設の<u>申込み</u>を受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を<u>開設いたします。</u></p> <p>この口座は、第18条第<u>3項</u>（1）のAからE及び（2）のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第<u>3項</u>（1）のAからE及び（2）のAからEの一にでも該当する場合には、当社はこの口座の開設をお断りするものとします。</p>